

苫小牧市教育委員会会議録

会議区分	苫小牧市教育委員会 第 1 回定例委員会
日時	平成 20 年 1 月 25 日 自 15 時 02 分 至 15 時 53 分
場所	苫小牧市役所庁舎 9 階 第 2 委員会室
出席委員	委員長 吉本 俊憲 委員 鈴木 正樹 委員 佐藤 郁子 委員 佐藤 守 委員 山田 眞久
欠席委員	
会議録署名委員	鈴木 委員
会議録作成職員	総務課総務係主事 上川 裕樹
事務局職員	学校教育部長 澤田石綱 紀 スポーツ生涯学習部長 今田 和史 指導室長 村上 廣行 青少年課長 西野 弘志 総務課長 照井 進 総務課副主幹 池渕 雅宏 総務課総務係主事 上川 裕樹
会議案件	別紙のとおり
会議の経過概要	別紙のとおり

1 委員会開会の宣言（吉本委員長）…15時02分

2 会議録署名委員の指名（鈴木委員）

3 報 告 （教育長）

- ・ ここにきて突然の大雪となつたが、今年は穏やかなお正月ということで、こうした中、6日から9日まで日本学生氷上競技選手権大会、インカレが開催された。役員だった鈴木委員さんも大変ご苦労様であった。その後、2月には韓国の中学生が来て交流試合を行い、3月にはトヨタチャレンジカップでカナダの中学生が来る。時間が許すのであれば、是非応援をお願いしたい。昨日の大雪では、10校程度が掃除を短縮するなどして、集団下校を行つたが、授業時数のカット及び被害の報告は全くなかつた。13日は白鳥アリーナで成人式が華やかに開催され、委員の皆さんには寒い中、来賓としてご参列いただき感謝申し上げる。15日には中学校、16日には小学校で3学期を迎えた。幸い、休み中の大きな事故は聞いていないが、これからは卒業式・受験シーズンとなり、心が揺れ動く時期なので、一層ひとりひとりの子どもに目を向け、兆しや予兆などの発見に努め、教育相談を適切に行うよう呼びかけているところである。
- ・ 今年も物価高や地域格差、自治体の財政危機は変わりなく、教育界においても教育改革が一層進行するとともに、学力の向上や虐待・いじめ・不登校対策、特別支援教育、生徒指導の充実など期待はこれまで以上に高まることが予想される。一方では、理不尽な要求や訴えを言い出す保護者などに苦慮し、委縮する教師やストレスで体調を崩すケースも全国調査で毎年500人ほど増えており、さらに厳しくなるのではないかと危惧している。
- ・ お手元に、教育改革三法案の資料を配布したが、まず教育基本法の改正を受け、3月末にはその趣旨を盛り込んだ新しい学習指導要領が告示される予定で、今後、20年度は中教審の教科部会でカリキュラムの作成作業、21～22年度は教科

書作成と一部前倒しで実施する移行措置が始まり、本格実施は小学校が23年度、中学校は24年度と予想されている。また、教員免許法では、不適格教員人事管理の厳格化と分限免職処分を受けた際の免許失効が4月から始まり、10年単位の免許更新制は来年4月からとなる。地方教育行政法では、教育委員会の自己評価や第三者評価をもとに、成果や課題を議会に報告しなければならない。この詳細はまだ国や道から何も示されていないが、来月の管内教育委員研修会で話題になると考えられるので資料をお渡したところである。

- 道教委ではさらに4月から道立学校で「学校教員評価制度」を開始する。これを受けて本市でも実施の有無を来月の教育委員会で協議しなければならぬので、留意していただきたい。いずれにしても、一口で言うと「説明責任」や「自己評価・外部評価」がこれまで以上に厳しくなり、このことで、教師や学校、教育行政への差別選別・批判を助長し、締めつけていく結果になるのは本意ではなく、あくまでも質の向上と透明性により、真に学校や教育委員会の信頼を高めるという方向に機能してほしいと願うところである。

- 最後に、今年は市制60周年という節目の年である。市教委としても今年は第2庁舎への移転という心機一転の年になる。併せて青翔中学校の工事着工、4校に特別支援学級が開級、教育推進計画の策定など大きな事業が始まると、学校給食調理場の建設手法や懸案の警察と市教委とのサポートシステム締結にも結論を出さなければならない。時代の変化・潮流に対し、必要なものは主体的に判断しながら乗り越えなければならないと考えているので、今年も委員の皆さんのご判断をよろしくお願いしたい。

(吉本委員長) はい。ありがとうございました。新年度に向けて教育長から報告がございました。おっしゃるとおり、本当に今年はある意味では教育現場としても、教育行政も含めて、また、もっと広い範囲で国家的レベルでも様々な変革が予期されておりますが、その中で今、教育長からご説明・ご報

告のあったとおりだと思います。関連して各委員の皆さんから、ご質問や何かお受けさせていただければと思いますが、はい、どうぞ、佐藤守委員さん。

(佐藤守委員) 先ほどの教育長の話の中で、休まれている先生方が結構全国的な規模で増えてきているということなのですが、苫小牧管内でも休まれている方が増えているのかどうかと、そういう先生方のメンタル面をサポートするシステムというのは、教育委員会の中にあるのかどうかという2点をお聞きしたかったのですが。

(教育長) データは今、手元にないですが、そういう先生方はいらっしゃいます。当然、本人がメンタル面の病気を抱えていますとますます重くなりますから、やはり、病院で対応することによって、まずはじっくりと養生してくださいという対応でやっております。メンタルへの対応や予兆など事前の対応というのは、校長先生を通し充分配慮するようにということはしていますが、病気になってしまった本人に接触することはむしろ刺激を与えててしまうので、医師の方からも無理をしないでくださいということで、時間を追って経緯を学校の方から聞いています。当然、休む期間というのは、一定の間隔ごとに再チェックされますので、その時に医師を通して聞くと、管理職が直接本人には会わないでくださいというお医者さんもいますから、中々その辺が難しいと思っています。いずれにせよ、解決できなくもない要素というのもあります。つまりその学校とかクラスでのトラブルが、ある程度時間がたつ、あるいは教師が転校すると全く収まるという場合もありますから、その辺、人事とか様々な対応の中で、学校の意見を聞きながら対処しているということですのでご理解いただきたいと思います。

(吉本委員長) はい。今、教育長さんからご説明がありましたが、また改めて何か付け加えるようなことがございましたら、次回の教育委員会においてでも、

資料に基づいてご報告をまわればというふうに思いますが、そういうこととでよろしいですね。

(佐藤守委員) はい。

4 議案審議

議案第1号 子供の健全育成サポートシステムの締結について

(指導室長 概要説明)

- ・ 札幌方面苦小牧警察署と苦小牧市教育委員会で子供健全育成サポートシステムの締結については、担当課が青少年課及び指導室となっており、本日は青少年課長も同席しているが、指導室長より概要を説明する。
 - ・ この制度は、少年非行の多様化と深刻化、不審者等による子どもへの被害という状況をふまえて、児童・生徒の問題行動に関して、警察から学校へ、学校から警察へと相互に一定要件の対象事案についての情報交換を行うための市教育委員会と警察署との情報連絡制度である。学校と警察が相互で保有している問題行動に関する情報を交換して、児童・生徒の問題行動の所在を相互に理解して、情報の共有、共通認識の調整を図り、それぞれの立場における機能や力を出し合って、非行及び犯罪の防止を図り、児童・生徒の健全育成の推進に努めるということを目的としている。
 - ・ この制度による学校と警察による連絡の対象事案というのは、逮捕に関わる事案及び逮捕以外の検挙・補導についても、警察と学校は連携して継続的な対応が必要であると認められる事案である。その事案に関するこのみ情報を交換することで、全ての情報を交換するということではない。
 - ・ この協定の必要性として、苦小牧市小中学校においても暴力行為、薬物乱用、性的逸脱行為などの問題行動が予想される状況で、これらの問題解決にあたって、学校のみで解決が困難となる場合、関係機関との行動連携が一層求められる。
- この行動連携のためには、日常的な情報交換とその共有が重要であり、問題によ

っては、苫小牧警察署との連携が必要であるということで、本サポートシステムの協定を締結するということが今、求められている。

- ・ 平成19年3月現在、道内の他都市、180市町村中、137市町村が締結し、胆振管内では、苫小牧市を除く都市、室蘭・登別・伊達はすでに締結済みである。
- ・ 苫小牧市でのこれまでの経緯について、平成16年8月10日、道教委と道警の間で子供の健全育成サポートシステムが締結され、同年の9月に運用が開始され、苫小牧警察署長から締結に関する書簡が、苫小牧市教育委員会に届いた。平成19年8月に小中学校の校長会が教育長に子供健全育成サポートシステムの締結を要望したことから、この制度による個人情報の取得・提供について、特段の配慮が必要であるということから、同年10月24日に個人情報保護審査会の意見を伺ったところ、協定の締結について了承をいただいた。
- ・ 委員会での承認をいただき次第、締結に向けての動きを進めたいと考えている。

(吉本委員長) はい。ありがとうございました。今、指導室長さんの方から、子どもの健全育成サポートシステムがどういうものかということも含めまして、制度の概要、また、その目的、協定締結の必要性、他都市の状況、それから、今までの経緯ということで説明を受けました。このことに関して、まず皆さんからご質問を受けたいと思いますが。

(佐藤守委員) 苫小牧市が今回、締結することなのですが、他市ではすでに締結して動いているということで、その個人情報の関係で問題が起きたという事例は一切ないのかどうかと、警察との情報交換をする窓口は、教育委員会のどこが主体で行うのか、小中学校の生徒指導連絡協議会など同じような団体が数多くあると思うのですが、どういう形でまとめていくのかという2点なのですが。

(指導室長) この締結に関して、問題となったことがあるかということですが、他市、室蘭・登別・白老など近隣の市町村について確認しましたが、問題があ

ったということは一切聞いておりません。結局、2点目のことにも関わるのですが、教育委員会の窓口は学校になります。学校と警察、少年事件係ですか、それとの関わりの中で、情報の交換が具体的に行われることがあります。学校とのやり取りをするためには、教育委員会がそれを締結していないとできません。佐藤委員がおっしゃるように起きた情報について、大きくすべてに公表するということは一切ありません。例えば、逮捕された事案とか、そういうことについて学校と警察が情報を共有して、この子の未然防止をまず図る。補導された場合、例えば夜中に補導されて、学校では結局、サポートシステムが結ばれていませんから、そういう情報も入って来ないということになりますので、学校との間でそういうことがあって、非常に危険ということがあるとすれば、学校との間でやり取りができる。必要になれば教育委員会ということもありますが、現実にはそういうやり取りになります。運用の仕方としては、近隣に聞いたところでは、口頭により情報を交換するということでございました。締結したことによって、教育委員会と警察と学校との間でスムーズに情報をやり取りできるようになったということが、メリットと考えられるという回答をいただいております。

(教 育 長) 過去、個人情報がそれ程うるさくなかった時代は互いに情報交流していました。ところが個人情報保護の規定が入ってきてから、本市の中学校生徒指導連絡協議会にオブザーバーで参加していた警察は今後は参加しませんとなってしまい、情報交流は止まってしまいました。このため、各学校も教育委員会も例えば誰々が捕まったとか、万引きなどで警察に呼ばれた時でも、何も知らないということとなり、親が黙っていると全然わからないのです。それがエスカレートしていくとかえって、子どもにとっても一定の歯止めが利かなくなってしまうという問題があり、学校では対応が困るということが現実問題として起きていました。そこで、

道教委は警察と協定を結び連携しているので、高校とは連絡を取り合う
けれども、道教委は市町村教育委員会も警察と協定書を結んで下さい。
ただ情報提供するのは、学校と警察とで一定の事案に関することだけの
情報交流ですとしていました。しかし学校の方が苦慮していたのは、警
察から学校へ情報を提供されるのは良いのだが、警察から学校に求めて
くる情報、つまり普段の学校の様子はどうなのかと聞いて来られるとど
こまで話していいのか判断が困るということで、教育委員会に一定のブ
レーキをかけてもらいたいという要望が出てきました。教育委員会にど
こまでしゃべっていいのかということを確認したいということで、様々
な事例を上げて校長会が中心となり学校でも検討をしていただきまし
た。そうした検討の中から、まだ実施されていないので、多少不安な部
分があるのですが、現実的にその子をこれ以上悪い方向に進ませないと
いう願いもあって、やはり情報交流は必要でないかということになり、
昨年8月に再度学校の方へ投げかけて検討していただいた結果、学校の
方もこのシステムを望むということであったので、いよいよ今回スター
トさせたいと思っているところでございます。

(吉本委員長) はい。ありがとうございます。では、私の方から一つだけ、北海道教育
委員会と道警の間には、このような制度が締結されていて、これは道の
レベルですが、これが当教育委員会と苫小牧警察署との間で結ばれると
いうことで、道と地方自治体というか具体的には苫小牧とか、この辺の
やり取りというのは何かルートはあるのでしょうか。参考までにありま
したらお願ひしたいのですが。

(指導室長) 先に道教委が結びましたので、市町村も結ぶようにという書簡はあります
が、市町村としては結ぶ方向で考えた市町村もありますし、状況とし
て個人情報の問題で難しいとか、個人情報保護審査会にかけたらだめだ
ったとか、色々なところがあって、結んだところも結ばないところもあ

るのですが、先ほどもお話しましたとおり、180市町村の中の137市町村が結んでおり、例えば逮捕されたのに何で逮捕されたのかわからぬという状況が続いている中で、子どもの健全育成が難しいこともありますから各都市では締結しているところが増えてきているという状況でございます。

(教育長) 道教委がすでに結び、各教育局を通して各教育局管轄の市町村も警察と連携を結びなさいという方向です。ただし、その市町村によって、例えば個人情報保護審査会で北広島などは、個人情報に触れるという判断になってしまって、結ばないということになってしまいました。それがはつきりしているぐらいのもので、あの未締結のところは検討中という形ですが、現在ではほとんどの市町村が結んでいます。このことで今から3年前、平成17年2月に苫小牧は結ぶのか結ばないのかということを話題にした時期がありました。

(吉本委員長) ありましたね。

(教育長) あったのですが、先ほど言いましたように、1年以上かけて学校の見解も求めて、それが最終的に学校からも是非結んでくれということが出てきたものですから、今回結ぼうという方向になったことと、苫小牧市の個人情報保護審査会の方も確認しましたら問題ないというお墨付きをいただいたものですから、その方向でいこうということでございます。

(吉本委員長) その特定の事案についてのみという限定がありますから、苫小牧市の個人情報保護審査会においても、その辺はこれから運用に対しても、色々と配慮はしていただけるだろうし、こういうことが地域社会としても、また、行政の面からしても、システム上こういうものは予防されているというのが実態なのだろうと思いますが、これに関してどうですか、ご意見ございますか。締結するということで前向きに考えた場合。

(鈴木委員) そうですね。3年くらい前、警察との連絡を密にするとか、そういう話

が出たことがあったのですが、それが今も現実的にそういうふうに運んでいかないとならないということは寂しいことだと思うのです。ただ、学校と警察の間で、そういう情報交換をするということなのですが、例えば、悪いことをした子どものその後、どういうふうにフォローしていくのか、その辺り非常に難しいのではないかと思うのです。その子どもが悪いことをする時には、後のこと全く考えない、ただその時のことだけで動くと思うのですが、警察沙汰になってしまったというふうになつた時に、その子どもの気持ちというのですか、これを警察にしろ、学校にしろ、どういうフォローをしていくのか、その辺り難しい面があるのではないかと思うのです。悪いことをしたけれども、最後まで悪人ではなくて、それをきちんと正常の方に戻してあげるというのが、趣旨だと思うのですが、私はこれに関しては賛成です。

(吉本委員長) 鈴木委員さんがおっしゃっている、その締結して実際のそのサポートシステムの目的はもちろんですけれども、運用の仕方にちょっと不安があるというのは否めないのだろうと思いますが、警察と学校の間、一番、学校が情報を掴んで提供も受けるわけですから、お互いにそこでどのような対応をしていくのか、その子ども達の心理的なものも含めたものが、学校によって異なる場合もあるかもしれない。この辺はどうでしょうか、室長。その情報を得て、子どもの指導という面で、情報を得た上での対応というのは。

(指導室長) 先ほどもお話ししたとおり、対象事案ということで逮捕の話をしましたがもう一つは、逮捕以外等についても情報交換という話があります。今まで、市には問題を抱える子ども等のサポートシステムという文部科学省の事業、今年は2年目になっていますが、結局、学校の抱える問題による、例えば補導された警察の持っている部分、それから家庭にかかる児童家庭課で持っている部分、それから児童相談所が持っている情報、

時にはもしかしたら精神面では保健所といった関係機関と連携して、その子どもの立ち直りを子どもだけではなくて、親もそういったところも全て含めてやっていかなくてはならないものですから、ケース会議を定期的に開くといった連携をとりながら、指導室ではそういう核になって進めているところなのです。ただ、鈴木委員さんがおっしゃったように逮捕されてしまいますと、当然少年審判になりますし、そうなってしまったら、例えば施設の送致ということになります。そうなった時でも学校は定期的にその施設へ行って、がんばれと話をするのですが、施設から出てきた後が難しいのです。なぜ難しいのかというと、大体、中学生の場合は卒業してしまってから出てくるのです。継続してやっていくのが難しいということは実はあることで、義務教育の中で、こうした関係機関と連携しながら、何とか子どもの立ち直りということは、特にその情報をどれくらい事前に得ながら、ケース会議を定期的に増やしながら、子どものより良い方向に行くために努力することが大切だなということを私は思っているところで、指導室も青少年課も同じようにそういう形で進めているところです。

(鈴木委員) こういうことというのは、警察と学校だけみたいな感じなのだけれども、子ども達にしてみるとすごく敏感なので、何かあったのではないかとうことが子どもの内で広がっていった時に、あいつはどうしたのだと言う方は良いのかもしれないが、その悪いことをした子どもにしてみると、少し精神的にきついのではないかというところがあったものですから、今、聞いてみたのですが。

(吉本委員長) 青少年課長も来ておりますので、何か関連して、ご発言していただければと思いますが。

(青少年課長) サポートシステムを締結しますと、やはり事前の予防と言いますか、その逮捕以前の問題で情報を得て、色々、その生徒指導連絡協議会を通じ

て、学校とも協力しながら未然防止の意味で、このサポートシステム、指導係の方では指導員も使って、未然に防止を図っていきたいという意味では、非常に良いシステムではないかと思います。今までそういう情報というのは、警察からこちらが聞いてもまず情報を得られない、全然来ませんから、実際に巡回などをした時の子ども達の行動とか、耳に入ってくる情報しかないものですから、こういうサポートシステムで得た情報をもとに、色んな巡回の仕方も指導係の中ではできるのではないかなど考えております。

(吉本委員長) ありがとうございます。

(教 育 長) やはり何のために結ぶのかというのは、あくまでも子ども達の非行等の情報を共有するということによって、再発の防止とか未然の防止とかが目的ですから、そのために最低必要限度の情報は出し合うというか、共有し合うというのが趣旨なのです。そういう面では、多少子ども達も警察と情報が交流されているとなれば、子ども達も迂闊なことはできないということにもなりますから、確かに抑止力にはなるのかなと思いますが、残念ながら逮捕されるような事案に至った場合の様々な措置については、ましては、当然、教育的な配慮が必要だと我々は考えていますから、学校との結びつきは消えませんし、その後、鑑別の結果、今度はどういう形で学校に出てくるのかという部分についても、その方向性については、また様々な義務教育レベルから離れて、社会教育レベルとの連携ということはやっていかなくてはならないというふうに思っています。逮捕されてその後どうなるのだということよりも、まず逮捕や検挙させないために情報交流するという押さえで受け止めていかなければならぬのだろうというふうに思っているところでございます。

(吉本委員長) そうですか。佐藤郁子委員さん。何かありますか。

(佐藤郁委員) そうですね。理想的なのはやはり警察と学校が離れて、学校は学校の中

で問題を解決すればいいのですが、もうそういうレベルの事件ではなくなってきているのと、あとは逮捕されないというのが、ある程度中学生なんかは大丈夫だよということでやってしまうということがあれば、本人だけではなくて相手ができた場合に、その人のことも守らなければいけない。それぞれ警察は警察の、学校は学校の仕事があるということを考えれば、やはり、どこかで未然に防ぐということもそうだし、命を守らなければいけない教育をし続けなければいけないのであれば、残念ですけれども、これは結んで生徒を守るということを目的にするためには必要になってしまったかなというふうに思います。

(吉本委員長) はい。ありがとうございます。それでは皆さんのご意見、お考え方それぞれ出尽くした感じではないかと思いますけれども、この子供の健全育成サポートシステム締結に対して、これから締結するということでござ異議ございませんか。

(一同「はい。」の声)

— 原案通り承認 —

(指導室長) ご承認いただけましたので、この後、締結の作業を警察とのあいだで進めてまいります。最終的に締結をするのは、今年度末、3月くらいを考えております。よろしくお願ひいたします。

(吉本委員長) あの関連してですが、今年度3月末までに締結できるとすれば、このことは4月1日以降実用化されて、締結の内容にもよりますけれども、運用できるという形にはなりますか。新年度から。

(指導室長) はい。締結すればそうなります。

(吉本委員長) わかりました。

議案第2号 苫小牧市学校管理規則および苫小牧市立幼稚園園則の一部改正について

(学校教育部長 概要説明)

- 平成19年12月26日に学校教育法の一部改正がなされ施行されたことにより、本市の学校管理規則及び市立幼稚園園則の一部を改正するもの。
- 条文内容に変更はなく、規則及び園則内の学校教育法の条項及び号が変更となる。

— 原案通り承認 —

5 協 議

協議事項なし。

6 そ の 他

特になし。

7 委員会閉会の宣言（吉本委員長） …15時53分